

令和6年度

第405回 沖縄市農業委員会総会議事録

沖縄市農業委員会事務局

議長	沖縄市農業委員の皆さん、そして推進委員の皆さん、こんにちは。 ただいまから令和6年度第405回総会を開催いたします。 沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は13名中8名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 本総会に欠席の連絡がありますので報告します。5番高宮城実一郎委員、8番松堂直子委員、11番島袋貴委員が欠席となっております。 沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、2番の仲村学委員、12番の長谷川亜紀委員ですが、12番の長谷川亜紀委員が遅れておりますので、その代理として6番の仲宗根光夫委員に議事録署名人をお願いいたします。 事前現地調査委員は、3番の仲宗根哲也委員、7番の新垣実委員、8番松堂直子委員の3名で、報告者は3番仲宗根哲也委員にお願いします。 それでは、議案第1号、受付番号番、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号 受付番号7番から9番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	現地調査を3番の仲宗根哲也委員、7番の新垣実委員、8番の松堂直子委員の3人で行っておりますので、調査報告を3番仲宗根哲也委員をお願いいたします。
3番	7月20日月曜日、午後1時から午後2時40分まで、7番の新垣実委員、8番の松堂直子委員、私、3番仲宗根哲也、また事務局からは中村主幹と土地技査の5名で現地調査を行ってまいりました。補足につきましては、新垣実委員、よろしくお願いいたします。それでは、ご報告いたします。 議案第1号、受付番号7番、見取図の1ページになります。申請地の字池原●●番は、北美土地改良区内にあり、沖縄職業能力開発学校の南に位置し、現況は雑草の繁茂している畑でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、新規就農者になります。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事の状況につきましても、農業従事者2名で、年農業従事日数150日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地にはパパイアの栽培の予定であり、周辺農地との調和も取れていると判断しました。 受付番号8番、見取図の2ページになります。申請地の松本●●番は、松本公民館の南に位置し、現況は一部にバナナとパパイアが植えられている畑及び雑草地でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、新規就農者になります。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事の状況につきましても、農業従事者2名で、年農業従事日数150日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地には根野菜の栽培の予定であ

	り、周辺農地との調和も取れていると判断しました。 受付番号 9 番、見取図の 3 ページになります。申請地の古謝●●番は、古謝公民館の北に位置し、現況は畑でした。3 条調査書の報告をします。農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用につきましては、新規就農者になります。農地法第 3 条第 2 項第 4 号の農作業常時従事者の状況につきましても、農業従事者 2 名で、年農業従事日数 180 日であり、年 150 日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第 3 条第 2 項第 7 号の地域調和ですが、申請地にはパパイヤとバナナを栽培予定であり、周辺農地との調和も取れていると判断しました。 以上です。
議長	ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第 1 号 受付番号 7 番から 9 番について、委員の意見を求めます。6 番 仲宗根光夫委員。
6 番	7 番から 9 番について、どれも小さな農地です。以前は、農地を取得するには 10 アール以上でなければならないという下限面積要件があったかと思いますが、今はそれが撤廃されていることもあって、放置されていた小さな農地も、どんどん開いてきています。いい傾向だと思います。以上です。
議長	ご意見、ありがとうございます。他に、ご意見はございませんか。 「進行」の声あり
議長	進行の声がございます。進行いたします。 それでは議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号 7 番から 9 番を許可相当とすることに異議はありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしの声がございます。 議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号 7 番から 9 番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いいたします。 (全委員挙手)
議長	全委員が賛成でございますので、議案第 1 号受付番号 7 番から 9 番について、許可相当といたします。 進行いたします。

議長	議案第2号受付番号1番、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第2号 受付番号1番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	議案第2号につきましても現地調査が行われておりますので、3番仲宗根哲也委員、現況報告と農地の区分をお願いします。
3番	ご報告いたします。 議案第2号、受付番号1番、見取図の4ページになります。申請地は沖縄市消防本部の南に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は、都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第3種農地としました。 以上です。
議長	ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第2号、受付番号1番について、委員の意見を求めます。 1番島袋孝栄委員。
1番	事業計画を変更した理由として、申請地の近くに中古住宅を購入した為と記載されていますが、中古物件と申請地との距離はどのくらいでしょうか。
事務局	距離につきましては具体的な数値を求めておりませんが、同じ美里●丁目であると伺っております。
議長	他に意見はございませんか。 (進行の声あり)
議長	進行の声がございます。 それでは議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号1番を承認相当とすることに異議はありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしの声がございます。 議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号1番を許承認相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全委員挙手) 全委員が賛成でございますので、議案第2号受付番号1番について、承認相

	当といたします。 進行いたします。
議長	議案第 3 号受付番号 2 番、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第 3 号 受付番号 2 番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	議案第 3 号につきましても現地調査が行われておりますので、3 番仲宗根哲也委員、現況報告と農地の区分をお願いします。
3 番	ご報告いたします。 議案第 3 号、受付番号 2 番、見取図の 5 ページになります。申請地は沖縄市消防本部の南に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第 3 種農地としました。 以上です。
議長	ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第 3 号、受付番号 2 番について、委員の意見を求めます。 (進行の声あり)
議長	進行の声がございます。 それでは議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号 2 番を許承認相当とすることに異議はありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしの声がございます。 議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について、受付番号 2 番を許承認相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全委員挙手)
議長	全委員が賛成でございますので、議案第 3 号受付番号 2 番について、承認相当といたします。 進行いたします。
議長	議案第 4 号受付番号 2 9 番から 3 7 番、農地法第 5 条第 1 項の規定による許

事務局	可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。 議案第４号 受付番号２９番から３７番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	議案第４号につきましても現地調査が行われておりますので、３番仲宗根哲也委員、現況報告と農地の区分をお願いします。
３番	ご報告いたします。 議案第４号、受付番号２９番、見取図の６ページになります。申請地は沖縄自動車道沖縄北インターチェンジ入口の南西に位置し、現況は更地でした。農地区分は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設又は公共施設もしくは公益的施設が連たんしており、第３種農地としました。 受付番号３０番、見取図の７ページになります。申請地は県立コザ高等学校の北東に位置し、現況は雑草の繁茂した土地でした。農地区分は、都市計画法第８条第１項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第３種農地としました。 受付番号３１番、見取図の８ページになります。申請地は市立沖縄東中学校の北に位置し、現況はさとうきび畑でした。農地区分は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が４０パーセントを超えており、第３種農地としました。 受付番号３２番、見取図の９ページになります。申請地は大里公民館の北に位置し、一部にバナナが植えられている土地でした。農地区分は、都市計画法第８条第１項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第３種農地としました。 受付番号３３番、見取図の１０ページになります。申請地は市立宮里中学の南に位置し、現況は更地でした。農地区分は、都市計画法第８条第１項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第３種農地としました。 受付番号３４番、見取図の１１ページになります。申請地は登川公民館の北に位置し、現況は雑種地でした。農地区分は、宅地化の現状が則第４４条第１号に掲げる程度に達している区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模が概ね１０ｈａ未満であり、第２種農地としました。 受付番号３５番、見取図の１２ページになります。申請地はちばなクリニックの東に位置し、現況は畑でした。農地区分は、都市計画法第８条第１項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第３種農地としました。 受付番号３６番、見取図の１３ページになります。申請地は市立宮里中学の西に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は、都市計画法第８条第１項に規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第３種農地としました。 受付番号３７番、見取図の１４ページになります。申請地は沖縄市消防本部の南に位置し、現況は駐車場でした。農地区分は、都市計画法第８条第１項に

	規定する用途の定められた第一種低層住居専用地域にあり、第３種農地としました。 以上です。
議長	ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。 それでは議案第４号受付番号２９番から３７番について、委員の意見を求めます。
議長	意見はございませんか。 (進行の声あり)
議長	進行の声がございます。 それでは議案第４号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号２９番から３７番を許可相当とすることに異議はありますか。 (異議なしの声)
議長	異議なしの声がございます。 議案第４号、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号２９番から３７番を許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。 (全委員挙手)
議長	全委員が賛成でございますので、議案第４号受付番号２９番から３７番について、許可相当といたします。 進行いたします。 議案第５号、受付番号９番、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第５号 受付番号９番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	議案第５号につきましても現地調査が行われておりますので、３番仲宗根哲也委員、現況報告と農地の区分をお願いします。
３番	ご報告いたします。 議案第５号、受付番号９番、見取図の１５ページになります。申請地は池原第二土地改良区内にあり、池原市営住宅の北に位置し、現況は野菜畑でした。資格審査につきましては、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第１０条に規定

	する、別紙 9 の第 2 の 2 に該当すると判断しました。 以上です。
議長	ただいま、事務局説明と現地調査報告がございました。 議案第 5 号、受付番号 9 番、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）について意見を求めます。 （進行の声あり）
議長	進行の声がございました。 それでは議案第 5 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認（利用権貸借）について、受付番号 9 番を承認することに異議はありませんか。 （異議なしの声）
議長	異議なしの声がございました。 議案第 5 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、受付番号 9 番を承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。 （全委員挙手）
議長	全委員が承認することに賛成でありますので議案第 5 号、受付番号 9 番を沖縄市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第 4 項第 1 項第 1 号に該当することとし、承認いたします。 進行いたします。 議案第 6 号 非農地証明交付申請の承認について、受付番号 2 番について、事務局より説明をお願いいたします
事務局	議案第 6 号 受付番号 2 番を読み上げて説明。 以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	議案第 6 号につきましても現地調査が行われておりますので、3 番仲宗根哲也委員、現況報告と農地の区分をお願いします。
3 番	議案第 6 号、受付番号 2 番、見取図の 16 ページになります。申請地は古謝公民館の東に位置し、現況は 20 年以上住宅敷地として使用しており、土地の形状が長方形の狭小地のため農地として使用することが適さない状況である。 以上のことから、非農地と判断しました。 以上です。
議長	ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。

2 番	それでは議案第 6 号、受付番号 2 番について、委員の意見を求めます。 2 番仲村学委員。
事務局	現在の状況について、詳しい説明をお願いします。 説明いたします。 先ず、古謝二丁目 1 2 0 番という畑がありまして、そこを二筆に分筆した内の一筆に今回の申請人が農地転用後に一般住宅を建築しました。その後、残る一筆を二筆に分け宅地として売りに出す話が出たときに、買い手側から今回非農地申請の土地部分が不要とのことで、申請人の宅地と買い手側の宅地に挟まれた使い勝手の悪い状態が残ってしまいました。この時、買い手側が今回の申請地も購入していれば、問題はなかったのではないかと思います。申請代理人より狭小地であることを理由として非農地申請したいとの訴えがあったため、受理いたしました。申請代理人には、本来なら農地法第 4 条申請が妥当であること、非農地証明交付が承認されない可能性があることは説明済みです。
議長	先ほど事務局からも説明がありましたが、本来は農地法第 4 条による転用が妥当であると思われますが、狭小地であり農地として使用できない、申請人に悪意が無いことを理由に非農地申請に至ったようです。 休憩いたします。 (休憩) (再開)
議長	再開いたします。 議案第 6 号、受付番号 2 番、非農地証明交付申請について、証明しない決定をすることに、異議はありませんか。
議長	「異議なし」の声 異議なしの声がございます。議案第 6 号、受付番号 2 番、非農地証明交付申請について証明しない決定をすることに、賛成の委員は挙手をお願いします。
議長	「全委員挙手」 全委員が賛成ですので、非農地証明交付申請について証明しない決定を致します。 進行いたします。 議案第 1 号から第 6 号までのご審議、たいへんお疲れ様でした。 これをもちまして、令和 6 年度第 4 0 5 回総会を閉会いたします

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和6年 7月25日

会 長 宮城徳重 

議 長 宮城徳重 

2 番 仲村 学 

6 番 仲宗根 光夫 